

2018年11月12日

各 位

本店所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号
会 社 名 ソフトバンクグループ株式会社
(コード番号9984 東証第一部)
代 表 者 代表取締役会長 兼 社長 孫 正義

ソフトバンク株式会社の株式上場承認に関連したシニアローンに係る保証解除 及び円建て無担保普通社債に係る保証解除について

当社は、本日付「ソフトバンク株式会社の上場承認及びそれに伴う当社の100%子会社が所有する株式の売出しについて」の通り、当社子会社ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」）の株式上場が株式会社東京証券取引所に承認されたことに伴い、当社の債務のうち、2017年11月2日付の金銭消費貸借契約に基づき当社が行っている借入（以下「シニアローン」）及び円建て無担保普通社債について、ソフトバンクによる保証が解除されることとなりましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. シニアローンの保証解除について

2018年5月9日付「ソフトバンク株式会社の株式上場準備に関連したシニアローンに係る保証について」のとおり、シニアローン（なお、シニアローンの一部は、2013年9月13日付金銭消費貸借契約に基づく当社の債務の返済のために行われた借入に係る債務に該当します。以下同じ。）に付されたソフトバンクによる保証につき、2018年5月9日付でシニアローンの貸付人からソフトバンク株式の上場が株式会社東京証券取引所に承認されることを条件として当該保証を解除するために必要な同意を取得しておりましたが、2018年11月12日付でソフトバンク株式の上場が株式会社東京証券取引所に承認されたことにより同意が有効となり、当該保証が同日付で解除されました。

シニアローンへのソフトバンクによる保証が解除されたため、当社によるその他の借入ならびに当社の発行する円建ておよび外貨建ての無担保普通社債に付されているソフトバンクによる保証も、それぞれの契約、社債要項や信託証書に定められた手続に従って順次解除され、最終的に当社の債務は全て無保証となる予定です。

2. 円建て無担保普通社債の保証解除について

当社は、シニアローンへのソフトバンクによる保証が解除されたため、当社とソフトバンクとの連帯保証契約およびその対象となる無担保社債の各社債要項に従い、2018年11月19日をもって、同日において未償還残高を有する、当社が発行した円建て無担保普通社債

のうちソフトバンクの保証が付されている銘柄につき、当該連帯保証を解除することといたしました。

なお、当該連帯保証の解除に関し、対象となる円建て無担保普通社債の社債権者に発生する事務手続はありません。

保証解除の対象となる円建て無担保普通社債は、2018年11月19日において未償還残高を有する、以下の円建て無担保普通社債です。なお、第53回債及び第54回債には、連帯保証は付されておられません。

銘柄	償還期限	利率	発行残高
第44回無担保普通社債	2020年11月27日	1.689%	500億円
第45回無担保普通社債	2019年5月30日	1.45%	3,000億円
第46回無担保普通社債	2019年9月12日	1.26%	4,000億円
第47回無担保普通社債	2020年6月18日	1.36%	1,000億円
第48回無担保普通社債	2022年12月9日	2.13%	3,700億円
第49回無担保普通社債	2023年4月20日	1.940%	200億円
第50回無担保普通社債	2026年4月20日	2.480%	300億円
第51回無担保普通社債	2024年3月15日	2.03%	4,000億円
第52回無担保普通社債	2024年3月8日	2.030%	500億円

以上

***** (本件に関する報道機関からのお問い合わせ先) *****

ソフトバンクグループ株式会社 広報室 03-6889-2300

本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。